

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：山形県
農業委員会名：長井市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,720	257	-	-	-	2,980
経営耕地面積	2,772	195	138	41	5	2,967
遊休農地面積	1.2	3.1	-	-	-	4.3
農地台帳面積	2,831	531	-	-	-	3,362

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1,217
自給的農家数	417
販売農家数	800
主業農家数	179
準主業農家数	204
副業的農家数	417

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,213
女性	492
40代以下	75

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	191
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	4
農業参入法人	12
集落営農経営	15
特定農業団体	
集落営農組織	15

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	17	17
認定農業者	-	12
認定農業者に準ずる者	-	
女性	-	2
40代以下	-	
中立委員	-	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	6	6	6

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,980ha	2,221ha	75%
課 題	農地中間管理事業は7年目を迎え、優良農地の貸付が一巡している。また、高齢化に伴う担い手不足や、手続きの煩雑さに対して制度の優位性が減少し、集積率の伸び悩みが起きている。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
2,300ha	2,258ha	37ha	98.20%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	(年間を通して実施) ・離農者や受け手のない農地を抱える農業者に対し、農地中間管理事業の利用に誘導する。(農地中間管理事業のマッチング時期は9月及び1月) ・離農者や受け手のない農地を抱える農業者に対し、担い手への利用権設定、所有権移転を促す。
活動実績	・市内6地区で、長井市人農地プラン座談会を開催した。 (8/25西根、8/28中央、8/31平野、9/1致芳、9/2豊田、9/8伊佐沢) ・農地中間管理事業 (10月集積:61件、11ha 2月集積:90件、19ha)

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法を活用し、達成可能な目標設定であった。
活動に対する評価	基盤整備を控えた地区について、基盤法での権利移転に誘導し集約が図られた。また、大規模農家の離農があった地区についても基盤法による権利設定に誘導し、遊休化の防止につながった。概ね目標を達成できたと思われる。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	R元年度新規参入者数
	1 経営体	2 経営体	0 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積
	0.99ha	1.7ha	0ha
課題	農業者の高齢化及び担い手の減少により、後継者不足が進んでいる。若年層、青年層の担い手の確保が急務である。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
1 経営体	2経営体	200%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
1.0ha	0.02ha	2%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	年間を通じて意欲ある農業者の情報を収集し、新規参入の促進活動を関係機関と連携し実施していく。
活動実績	新たに定めた別段の面積により、令和2年7月に1件、令和3年3月に1件権利移動を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	経営体数、面積とも実現可能な目標設定であった。
活動に対する評価	別段の面積を定めたことにより参入者数は確保できたが、面積規模小さく目標達成までは至らなかった。今後は制度の周知活動を行い参入面積の増加を目指していく。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,980ha	4.3ha	0.14%
課 題	再生可能な農地の遊休化率は低く推移しているが更なる解消を目指し、農地の調査確認を行う。再生可能であれば利用意向調査等を行い再生を図る。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
0.5ha	0ha	0%

- ※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
- ※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査		28人	8月～9月	9月～11月
調査方法		○6月～8月上旬 調査日程、方法、内容の確認・決定 (農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局) ○8月下旬～9月 市内6地区において、利用状況調査 (農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局、市農林課)			
農地の利用意向調査		調査実施時期: 11月～1月			
その他の活動	再生困難と判断された農地については、非農地通知書を発行し農地台帳の整備を行う。所有者の負担が少なくなるよう配慮し、地目変更を促す。				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		28人	8月～9月	9月～11月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	—	調査結果取りまとめ時期	—
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数: 0筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆	0筆
	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha	0ha	
その他の活動	—				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	利用状況調査において再生可能な遊休農地はなく、過去に再生可能と判断した農地についても現在は再生不可能な農地となっており、解消には至らなかった。
活動に対する評価	農業者間の連携により遊休農地の発生を未然に防止できている。再生不可能な農地の非農地判断が未実施となってしまったので、次年度の課題とする。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,980ha	0ha
課 題	今年度は違反転用を確認できなかったが、自己所有の農地であっても農地を農地以外の用途に供する際は届け出が必要であることを周知徹底し、引き続き違反転用の防止を図る。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	(年1回) 広報誌で農地転用許可制度の周知を図り、違反転用の未然防止を推進する。 (8月～9月) 利用状況調査(農地パトロール)実施の際に、違反転用の早期発見に努める。
活動実績	利用状況調査にて農地に廃棄物が混じった土砂を確認し、所有者及び事業主に撤去を指導し、原状復帰に至った。
活動に対する評価	違反転用について理解していただき解消できたことは評価できる。今後は更なる周知により未然に防げるように活動していくことが重要になる。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 69件、うち許可 69件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容				
事実関係の確認	実施状況	農地の利用状況、農業従事状況、農機具所有情報、農業者年金への影響などを確認するとともに、担当農業委員による現地調査を実施している。				
	是正措置	—				
総会等での審議	実施状況	許可要件の説明と担当農業委員による現地調査報告、審議				
	是正措置	—				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件			
	是正措置	—				
審議結果等の公表	実施状況	農業委員会総会議事録(議案書含む)を作成し、請求があった際に事務局内で閲覧させる形をとっている。				
	是正措置	—				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	28日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	—				

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 31件)

点検項目		具体的な内容				
事実関係の確認	実施状況	事務局職員による書類の確認、農地区分、許可要件の確認。また900㎡未満は事務局による現地調査、900㎡以上は農地部会と地元農業委員による現地調査を実施。				
	是正措置	—				
総会等での審議	実施状況	許可要件の説明と農地部会報告(900㎡超のみ)を行った後に審議し、総合的に判断している。				
	是正措置	—				
審議結果等の公表	実施状況	農業委員会総会議事録(議案書含む)を作成し、請求があった際に事務局内で閲覧させる形をとっている。				
	是正措置	—				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	35日	処理期間(平均)	35日
	是正措置	—				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		14 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		13 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		1 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由	法人設立後初めての報告書であり、提出書類の作成等に時間を要しているため。	
	対応方針	令和3年3月31日が提出期限であったため、現時点で提出されていないが、当該法人から提出について意思確認している。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0法人
	対応状況	—	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 287件 公表時期 令和 3年 3月 情報の提供方法:市内全農業者へ全戸配布した。また、事務局に備え、農業者から求めがあれば随時提供している。
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 100件 取りまとめ時期 令和 3年 3月 情報の提供方法:統計調査報告を行っている。
	是正措置	—
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 3,362ha
		データ更新:農地の権利移動、相続の届出等、随時更新を実施している。
	公表:所有者等の個人情報を除き、全国農地ナビで公表している。	
是正措置	—	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 特になし 〈対処内容〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 特になし 〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

議事録は永久保存しており、求めに応じて公表できる。

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

提出先及び提出した意見の概要	提出先:長井市長 概要: 1 農地の利用集積について 2 担い手対策について
----------------	-------------------------------------------------

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している